

類想歌と類想句

松本 旭

室町時代足利義詮・義満に仕えた武將で、和歌を冷泉為秀に、連歌を二条良基に学んだ今川了俊（貞世）の著書『落書露顯』に、次のような文章がある。

▲一、歌の同類ノ事。よく心得分事は、至極の大事かと存するなり。随分の人々も、分明にはなきやらむと存するなり。

大事のはれの歌合に、頼政卿の歌に、

都にはまだ青葉にてみしかども紅葉ちりしく白

川の関

といふ歌を詠みて、俊恵法師に見せ給ひけるに、此の歌、かの秋風ぞ吹く白川の関の歌に似て侍れども、一定出ばえすべき歌なりと云ひけるを信じて、この歌出しける日、俊恵が許へ車さしよせて、貴殿の仰らるるを信じ奉りて、此の歌を出し侍るなり。もし負にて侍らば、かこちたてまつるべしと云ひければ、俊恵祈禱などして念じけるとかや。案の如く勝ちけるとかや。

作者の同類とは不存、俊恵も不存。又判者も非同類とてこそ勝ちけれども、我等やうの不埒の心には、能因法師が歌の、霞を紅

葉にかへたる許りにてこそ侍れ、心も言も句掛も同じ物かとぞ覚え侍る。

されば、此の境を知りわくるほどにならずしては、己既に至りたると身をかがやかす、無勿体や侍るべき。（後略）

この源三位頼政の歌に関することは、すでに『袋草子』等にもあるが、歌の同類ということについて興味のある話である。すなわち、右の頼政の歌と、「都をは霞とともにたちしかど秋風ぞ吹く白川の関」（『後拾遺集』第九）との比較である。事実、頼政の歌は『千載集』にあるのだから、撰者俊成も同類とは認めていないわけである。了俊自身も▲我等やうの不埒の心には、能因法師が歌の霞を紅葉にかへたる許にてこそ侍れ、心も言も句掛も同じ物かとぞ覚え侍るVと言っているように、同類と感じられる点も多いのだが、俊恵たちが同類に非ずと認めた点はどこにあるのか。一応、次の諸点が考えられようか。

① 両首の歌の中心は、下の句にある。とすれば、「秋風ぞ吹く白川の関」と「紅葉ちりしく白川の関」とでは、一方が耳からの秋を、一方は視覚の秋を捉えていること。

② また、能因は上の句で「たちしかど」と自分の動作・行動を示したのに対し、頼政は「みしかども」と、同じ動作でも視覚を示していること。

③ すなわち、旅に出て距離の遠さに伴う四季の移り変わりを、同じく嘆じたにしても、前述聴覚からの感懐を視覚からの感懐へと移した頼政の心のはたらき・ひらめきを買ったものと考えられる。そこに作者の才覚というものを捉えたのであろう。

ある。

短歌には、「本歌取り」の手法がある。世人に膾炙されている歌の一部分を取り、その情趣、光景等に乗じつつも、新しい見方・発想の世界を詠みあげるもの。定家の「駒とめて袖うち払ふ陰もなし佐野のわたりの雪の夕暮」（『新古今集』冬）は、「万葉集」の「苦しくも降り来る雨か三輪が崎佐野のわたりに家もあらなくに」（『万葉集』巻三）の本歌取りの歌であることは、誰も知るところである。このように短歌には「本歌取り」の手法を認め、その思いや感動を五七五・七七の三十一文字に、その調べに乗せて表現できた。

これが俳句ということになると、どうなるのであろうか。俳句の本質は、わずかに五七五の中に、しかも切れ字を活かし、上下の二つの部分の響き合い、衝撃による情景・感動の立体的表現にある。いわゆる大須賀乙字唱導の「二句一章」の手法である。わずかに十七字となれば、他人の句の五七音、七五音を取り入れる本歌取り的なものとなす余地は毛頭ない。それだけ取り入れては、まさに模倣や盗作的な形をのこすばかりである。従って、短歌以上にそれらを避けなければならないということである。

もっともちちめて、五音または七音を取っても類型感、類似感を説者は感じやすい。俳句は短歌以上に類想性・類似性をもちやすいということになるのだ。

さて、その類想句、類似句と言っても、それは二つの立場から見ることができよう。その一は、その発想、素材、詠法からくる類想性、類型性であり、その二は、語句の類似性、同一性である。八月光の及ぶ限りの鰯雲Vと八月光の及ぶ限りの蕎麦の花Vとの関係は、一の例であり、「金輪際」「雪陽炎」等の独得な用語が二の例で

文学作品は新しさということが、一つの大切な条件である。その発想において、その表現において、その用語の生かし方において、何らかの意味で新しさがあれば、それは一つの作品として認めるべきであろう。最初に挙げた源三位頼政の和歌のごとくである。

類想句、類似句を恐れるな。と同時に、そのことについては、常に潔癖であるように心がけよ、である。「絶対に人真似はすまい」という強い決意が必要なのである。

現代俳句叢書—14 第3回配本

句集『八朶集』

野澤節子

四六判上製函入 発売中 定価二五〇〇円

角川書店